

株 主 各 位

大阪府堺市中区福田46番地

株式会社誠建設工業

代表取締役社長 小 島 一 誠

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、本総会にご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月26日（月曜日）午後5時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開催日時 平成29年6月27日（火曜日）午前10時
2. 開催場所 大阪府堺市中区深井水池町3238
「サンパレス」4階大ホール
(会場へは末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、ご来場ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第26期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第26期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
議 案 剰余金の処分の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.makoto-gr.com>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の景気対策や金融政策の継続を背景に、企業収益や雇用・所得環境等が改善され、設備投資も増加して、景気は緩やかな回復基調にあります。

しかしながら、イギリスのEU離脱問題や中国経済の減速懸念、米国の新政権の動向など、海外経済の下振れがわが国経済を下押しする可能性があり、依然、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの属する不動産業界におきましては、土地価格の上昇や建築コストの高止まりなどの懸念材料はありますが、低金利の住宅ローンなどの後押しにより比較的緩やかな回復基調で推移いたしました。

このような環境下、当社グループは「より良い家をより安く提供する」という経営理念の基に、地域に密着し、高品質低価格な建売住宅を主幹事業として事業展開を図ってまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は 2,791 百万円（前連結会計年度比 7.9%減）、営業利益は 251 百万円（同比 68.6%増）、経常利益は 263 百万円（同比 59.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は 174 百万円（同比 59.1%増）となりました。

当社グループにおけるセグメント別の概況は次のとおりであります。

(戸建分譲住宅事業)

戸建分譲住宅事業におきましては、土地と建物をセットで売る「建売住宅」、当社以外の不動産業者からの「請負住宅」、一般顧客からの「注文住宅・リフォーム」を行っております。中でも建売住宅は良質な土地、品質重視の住宅に流行の建築デザインを施す基本方針で取り組み、お客様の満足度を高める当社グループの中核事業であります。

売上高につきましては、省エネ、エコ住宅や耐震、耐熱などの付加価値化に注力し、販売促進を行った結果、当連結会計年度の売上高は 2,710 百万円（前連結会計年度比 7.8%減）となりました。

(不動産仲介事業)

不動産仲介事業におきましては、連結子会社が営業部門を担当しており、主として親会社である当社の建築した分譲住宅の販売仲介業務を展開しております。また、連結子会社各社に建売住宅の販売責任を持たせております。

当社の経営理念である「快適な居住空間の提供をお手伝い」という基本方針に基づき顧客第一主義に徹し、地域に密着した宣伝・販売活動を行った結果、当連結会計年度の売上高は 80 百万円（前連結会計年度比 11.8%減）となりました。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した重要な設備投資はありません。

3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

当社グループが所属する不動産業界におきましては、同業者間の競争激化が進む中、顧客からは、一層の高品質・低価格が要求されております。

このような環境のもと、現在の当社グループ全体の基盤となる中核業務は、主に第一次取得者に対する分譲住宅の施工、販売業務であり、地元に着した事業展開を行い、地域ナンバーワンを目指す方針であります。

また、団塊世代の退職・少子化の問題に対応するため、一次取得者のみではなく二次取得者並びに富裕層に対する商品を開発・提供することを、重要な課題として取り組みを行っております。

顧客の夢をいかに創造できるか、それを「家」という媒体にいかに特化できるかは、今後の大きな課題であります。それを実現するのは人材であり、会社の発展のためには人材の採用並びに育成が特に必要であると考えております。

5. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
6. 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
7. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
8. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。
9. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

期 別 区 分	第 23 期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	第 24 期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	第 25 期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	第 26 期 (当連結会計年度) (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)
売 上 高	4,601,188	2,910,196	3,031,696	2,791,124
経 常 利 益	485,428	80,143	165,374	263,980
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	288,985	44,926	109,862	174,788
1株当たり当期純利益	143円63銭	22円33銭	54円61銭	86円88銭
総 資 産	5,032,292	4,442,108	4,193,851	4,738,986
純 資 産	2,964,684	3,006,850	3,005,727	3,199,008

10. 主要な事業内容

事業	主要製品
戸建分譲住宅事業	建売住宅及び請負住宅
不動産仲介事業	建売住宅の仲介業

11. 主要な営業所

(1) 当社

名称	所在地
本社	堺市中区福田
支店	堺市北区中長尾町
住宅展示場	堺市西区浜寺石津町東
〃	堺市堺区向陵東町
〃	堺市東区草尾

(2) 子会社

(株)誠ホームサービス

名称	所在地
本社	堺市中区深井清水町
支店	堺市東区日置荘北町

(株)誠design工房

名称	所在地
本社	堺市中区福田

(株)誠エステート

名称	所在地
本社	堺市中区深井北町

(株)誠コーポレーション

名称	所在地
本社	堺市北区中長尾町

12. 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
40名	1名増	46.5歳	11.2年

13. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(株) 誠ホームサービス	堺市中区深井清水町	千円 30,000	% 100.0	不動産仲介事業
(株) 誠 design 工房	堺市中区福田	30,000	100.0	戸建分譲住宅事業
(株) 誠エステート	堺市中区深井北町	30,000	100.0	不動産賃貸業
(株) 誠コーポレーション	堺市北区中長尾町	12,500	100.0	不動産仲介事業

14. 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
	千円
(株) 紀陽銀行	491,551
(株) りそな銀行	252,000
(株) 日本政策金融公庫	229,620
(株) 三井住友銀行	80,008
(株) 商工組合中央金庫	70,625
(株) 三菱東京UFJ銀行	46,668
(株) 関西アーバン銀行	46,306
(株) 池田泉州銀行	9,364

II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 7,000,000株
2. 発行済株式の総数 2,012,000株（うち、自己株式150株）
3. 株主数 805名（前期末比19名増）
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(株) 誠 イン ベ ス ト	670,800 株	33.34 %
(株) 誠 リ サ ー チ	160,000	7.95
(株) ホ ー ム リ サ ー チ	131,800	6.55
小 島 俊 雄	120,000	5.96
小 島 一 誠	104,000	5.16
(株) 不 死 鳥 イ ン ベ ス ト	70,000	3.47
誠 建 設 工 業 社 員 持 株 会	50,900	2.53
小 島 朝 子	48,000	2.38
水 田 真 貴 子	40,000	1.98
竹 俊 美	40,000	1.98

（注）持株比率は、自己株式（150株）を控除して算出しております。

III 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
小島 一 誠	代表取締役社長・経営全般	(株)ONE WORLD 取締役
小島 誠	取締役	
平岩 和 人	取締役	
西辻 文 博	常勤監査役	
中村 剛 司	監査役	
松本 俊 昭	監査役	

- (注) 1. 西辻文博及び松本俊昭の両氏は、社外監査役であります。
2. 西辻文博及び松本俊昭の両氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 西辻文博氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 松本俊昭氏は、会計事務所における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外取締役を置くことが相当でない理由
 当社の社外監査役2名は、独立・公正な立場にあり、内部監査部署並びに監査法人と連携して監査を厳格に実施するとともに、取締役会に出席し意見を述べ、社外取締役に匹敵する経営監視機能を発揮しております。
 社外取締役の重要性については認識しており、社外取締役を導入すべく社外取締役候補者の人選に向け、前向きに検討してまいりましたが、当社の経営規模・体制にとっての適任者を確保できず、このような中で社外取締役を設置することは、却って経営監視機能の実効性を損なう恐れがあるため、現在まで導入に至っておりません。
 今後につきましては、ガバナンスの向上のため当社にとって適任である社外取締役候補者の人選に引き続き取り組むとともに、監査等委員会設置会社への移行も含め鋭意検討してまいります。
6. 取締役三浦巖氏は、平成28年6月28日開催の第25期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 4名 28,536千円 (うち社外 1名 1千円)
 監査役 3名 9,960千円 (うち社外 2名 7,560千円)

- (注) 当事業年度末の取締役は3名、監査役は3名であります。
 上記の取締役の支給人員と相違しているのは、平成28年6月28日開催の第25期定時株主総会終結の時をもって取締役を退任した1名が含まれているためであります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である法人等との関係

社外監査役松本俊昭氏は、(株)ONE WORLDの取締役を兼務しております。
なお、当社と同社の間には特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
監査役	西辻 文博	当事業年度開催の取締役会は14回の内14回、監査役会は6回の内6回出席し、審議事項等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	松本 俊昭	当事業年度開催の取締役会は14回の内14回、監査役会は6回の内6回出席し、審議事項等に必要な発言を適宜行っております。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額

13,000千円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

13,000千円

(注) 1. 会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があるかと判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案の内容として決定することといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

VI 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 当社企業グループの取締役及び従業員の職務執行が法令並びに定款に適合することを確保するための体制

当社企業グループは、企業が永続的に存続及び発展するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しております。この認識のもと、当社企業グループの役員及び従業員が法令を遵守して、社会の構成員として求められる倫理観に基づいて行動し、社会から信頼される経営体制の確立に努めております。

コンプライアンスについては、当社のコンプライアンス規程に基づき、経営企画室に相談・通報体制を設けており、指導については当社企業グループの役員、従業員に研修を通じて行います。別途、社長を委員長、各部門長を委員として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、役員、従業員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え、業務運営にあたるよう研修を行います。

当社は、社長直轄の内部監査を定期に実施しており、当社企業グループの各部門の業務実態を把握し、業務が法令・定款及び社内規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、会社の組織・諸規程が適正・妥当であるかを調査・検証することにより、会社財産の保全並びに経営効率の向上に努め、監査結果を社長及び常勤監査役に報告しております。

また、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で対応し、反社会的勢力・団体との取引関係の排除、その他一切の関係を持たない体制を整備いたします。

さらに、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づいた財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、それを評価並びに是正する体制を構築します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会等の重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等は、法令及び文書管理規程等に基づき、定められた期間保存しております。

当該資料については、取締役及び監査役は常時閲覧することができるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社企業グループは、様々な損失の危険に対して、損失の危険を最小限に抑えるべく組織的な対応を行っております。現状は定期の会議において、当社企業グループのリスク管理に関する意見交換を行い、事前に適切な対応策を準備することに努めております。

リスク管理全体を統括する組織として、コンプライアンス・リスク管理委員会を設け、有事においては、社長を本部長として「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月開催、取締役会には、監査役も出席して重要事項の決定及び取締役の業務執行状況を監督しております。

取締役会の機能の効率化を向上させるため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、中長期の経営計画の立案、事業環境の変化への対応等、担当役員が計画・施策等を立案し、取締役会開催日までに常勤の取締役間において、協議して議案の精度を高めております。

また、取締役会の決定事項、方針等を従業員に周知徹底するため、社長及び各部門長が出席する業務推進会議を毎月開催しております。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社企業グループ（当社・子会社）においては、経営企画室及び当社監査役が定期的に監査を実施し、業務の適正を確保する体制を整備しております。

なお、子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議等により適切な経営管理を行っております。

(6) 監査役の職務を補助する従業員について

現在、監査役の職務を補助すべき従業員はおりませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査スタッフを置くこととし、その人選については、取締役と監査役が意見交換をすることとしております。

当該従業員の人事考課、異動などの決定には監査役の事前の了承を得るものとし、取締役から独立してその職務にあたるものとします。

(7) 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社企業グループの取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれの事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに当社の監査役に報告することとしております。

監査役への報告を行った通報者に対しては、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止するものとします。

また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行を把握するため、コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または担当部門長にその説明を求めることとしております。

監査役の職務執行により生じる費用等については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、請求により会社は速やかに支払うものとします。

なお、監査役は、当社の会計監査人である監査法人から、会計監査内容について説明を受けるとともに、適宜情報の交換を行うなど連携を図っております。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は当事業年度にコンプライアンス・リスク管理委員会を4回開催しております。同委員会は、社長を委員長とし各部門長を委員として構成するとともに、常勤監査役も出席しております。委員会では、コンプライアンスの問題及びリスクの問題に関する調査、対応方法の検討及び決定、対応後の進捗管理を行っております。当事業年度においては、コンプライアンス及びリスクには、問題点はありません。

通報体制については、コンプライアンス規程に基づき経営企画室に相談・通報体制を設けており、その運用状況をコンプライアンス・リスク管理委員会並びに取締役会に報告しております。当事業年度においては、通報実績はありません。

内部監査においては、当事業年度において事業所16回、子会社8回の監査を監査役と協調して実施しております。監査結果は、代表取締役役に報告するとともにコンプライアンス・リスク管理委員会へも報告しております。当事業年度においては、重要な不備はありませんでした。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、1株当たり25円としております。

内部留保金の用途につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、経営体質の強化及び将来の事業展開に充当する予定であります。

なお、当社は、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,579,922	流 動 負 債	911,680
現金及び預金	1,251,947	支払手形・工事未払金	185,226
受取手形・完成工事未収入金	570,994	短期借入金	40,400
販売用不動産	549,611	1年内返済予定の長期借入金	559,106
仕掛販売用不動産	1,023,835	未払法人税等	75,645
未成工事支出金	127,417	賞与引当金	4,511
繰延税金資産	18,242	完成工事補償引当金	954
その他	41,299	その他	45,835
貸倒引当金	△3,425	固 定 負 債	628,297
固 定 資 産	1,159,064	長期借入金	626,636
有形固定資産	768,300	繰延税金負債	1,661
建物及び構築物	123,809	負 債 合 計	1,539,978
土地	640,990	純 資 産 の 部	
その他	3,500	株 主 資 本	3,158,948
無形固定資産	4,622	資本金	578,800
ソフトウエア	445	資本剰余金	317,760
のれん	4,049	利益剰余金	2,262,489
電話加入権	127	自己株式	△100
投資その他の資産	386,141	その他の包括利益累計額	40,059
投資有価証券	351,979	その他有価証券評価差額金	40,059
その他	39,420	純 資 産 合 計	3,199,008
貸倒引当金	△5,258	負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,738,986
資 産 合 計	4,738,986		

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,791,124
売 上 原 価		2,184,496
売 上 総 利 益		606,628
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		354,777
営 業 利 益		251,850
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	7,276	
受 取 賃 貸 料	26,968	
雑 収 入	2,958	37,204
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,422	
支 払 保 証 料	57	
減 価 償 却 費	12,008	
雑 支 出	4,586	25,074
経 常 利 益		263,980
特 別 損 失		
減 損 損 失	2,212	2,212
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		261,768
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	93,128	
法 人 税 等 調 整 額	△6,148	86,979
当 期 純 利 益		174,788
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		174,788

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	578,800	317,760	2,137,998	△53	3,034,505
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△50,298		△50,298
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			174,788		174,788
自 己 株 式 の 取 得				△47	△47
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	124,490	△47	124,443
当 期 末 残 高	578,800	317,760	2,262,489	△100	3,158,948

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価 差 額 金	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	△28,777	△28,777	3,005,727
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△50,298
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			174,788
自 己 株 式 の 取 得			△47
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	68,837	68,837	68,837
当 期 変 動 額 合 計	68,837	68,837	193,280
当 期 末 残 高	40,059	40,059	3,199,008

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称
連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

株式会社誠ホームサービス

株式会社誠design工房

株式会社誠エステート

株式会社誠コーポレーション

- (2) 非連結子会社名
該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

② たな卸資産

販売用不動産・仕掛販売用不動産・未成工事支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

②無形固定資産

自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

③完成工事補償引当金

建築物の引渡後の瑕疵による損失及び補償サービス費用の支出に備えるため、過年度の補償実績に基づき必要と認められる額を計上しております。

(4)その他連結計算書類作成のための重要な事項

①請負工事収入及び請負工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

②消費税等の会計処理

税抜き方式によっております。

③のれんの償却方法及び償却期間

のれんは20年間で均等償却しております。

II. 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類への影響額はありません。

III. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 315,397千円

2. 担保提供資産及び対応債務

担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

販 売 用 不 動 産	11,077千円
仕 掛 販 売 用 不 動 産	297,513千円
建 物 及 び 構 築 物	102,246千円
土 地	514,749千円
投 資 有 価 証 券	11,960千円
計	937,546千円

(2) 上記に対応する債務

短 期 借 入 金	40,400千円
1年内返済予定の長期借入金	407,300千円
長 期 借 入 金	431,529千円
計	879,229千円

3. 受取手形裏書譲渡高 200,621千円

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計 年度増加株式数	当連結会計 年度減少株式数	当連結会計 年度末株式数
普通株式	2,012,000株	—	—	2,012,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金 の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	50,298千円	25円	平成28年 3月31日	平成28年 6月29日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成29年6月27日開催の定時株主総会において次のとおり付議いたします。

株式の種類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
普通株式	50,296千円	利益剰余金	25円	平成29年 3月31日	平成29年 6月28日

VI. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主として預金等に限定しております。資金調達については、銀行等からの借入及び社債発行による方針であります。

デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は主として当座預金及び定期預金であります。営業債権である受取手形・完成工事未収入金は、建築請負工事に係る債権であり、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の販売管理規程及び与信限度管理規程に従い期日管理及び残高管理を行うとともに、与信状態を半期ごとに把握する体制をとっております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、時価については取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形・工事未払金は、全てが1年以内の支払期日であります。

資金調達につきましては、担当部門が適時に資金計画を作成、更新するとともに、適正な手許流動性を確保することなどにより、流動性リスクを管理しております。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。借入金の一部は変動金利であり金利の変動リスクに晒されておりますが、その一部はデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用する場合があります。なお、期末日現在において契約残高はありません。

デリバティブ取引の執行・管理については、担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

④ 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権の内うち99.9%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,251,947	1,251,947	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金	570,994		
貸倒引当金 (※)	△3,425		
	567,568	567,568	—
(3) 投資有価証券	351,979	351,979	—
資産計	2,171,495	2,171,495	—
(1) 支払手形・工事未払金	185,226	185,226	—
(2) 短期借入金	40,400	40,400	—
(3) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,185,742	1,185,841	99
負債計	1,411,368	1,411,468	99

※受取手形・完成工事未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は公表されている基準価格によっております。

負 債

(1) 支払手形・工事未払金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

VII. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社では、大阪府堺市において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）及び賃貸用集合住宅（土地を含む。）の賃貸等不動産を有しております。

当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は11,444千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸用費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：千円)

		当連結会計年度	
		(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
連結貸借対照表計上額	期首残高	361,161	
	期中増減額	△22,555	
	期末残高	338,606	
期末時価		394,922	

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注) 2 期中増減額は、自社使用への用途変更による減少額（10,547千円）及び減価償却による減少額（12,008千円）であります。

(注) 3 期末の時価につきましては、固定資産税評価額を合理的に調整した価額であります。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,590円08銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 86円88銭 |

IX. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

X. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,374,243	流 動 負 債	843,044
現金及び預金	1,080,166	支払手形	3,256
受取手形	213,682	工事未払金	177,043
完成工事未収入金	357,312	短期借入金	40,400
販売用不動産	560,012	1年内返済予定の長期借入金	512,800
仕掛販売用不動産	804,985	未払法人税等	66,621
未成工事支出金	123,686	前受金	2,850
前渡金	222,613	未成工事受入金	11,665
繰延税金資産	8,841	預り金	3,035
その他	6,369	賞与引当金	3,569
貸倒引当金	△3,425	完成工事補償引当金	954
固 定 資 産	1,120,898	その他	20,847
有形固定資産	649,201	固 定 負 債	768,297
建物	106,764	長期借入金	766,636
構築物	60	繰延税金負債	1,661
機械及び装置	556	負 債 合 計	1,611,342
車両運搬具	159	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	612	株 主 資 本	2,943,741
土地	541,048	資本金	578,800
無形固定資産	573	資本剰余金	317,760
ソフトウェア	445	資本準備金	317,760
電話加入権	127	利益剰余金	2,047,281
投資その他の資産	571,123	利益準備金	12,000
投資有価証券	351,979	その他利益剰余金	2,035,281
関係会社株式	133,873	繰越利益剰余金	2,035,281
その他	90,875	自己株式	△100
貸倒引当金	△5,603	評価・換算差額等	40,059
		その他有価証券評価差額金	40,059
		純 資 産 合 計	2,983,800
資 産 合 計	4,595,142	負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,595,142

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,715,213
売 上 原 価		2,211,594
売 上 総 利 益		503,619
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		272,601
営 業 利 益		231,017
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	7,564	
受 取 賃 貸 料	20,101	
雑 収 入	1,502	29,169
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,487	
社 債 利 息	28	
支 払 保 証 料	57	
減 価 償 却 費	6,976	
雑 支 出	1,066	18,616
経 常 利 益		241,570
税 引 前 当 期 純 利 益		241,570
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	81,429	
法 人 税 等 調 整 額	△2,969	78,460
当 期 純 利 益		163,110

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主 資本合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	578,800	317,760	317,760	12,000	1,922,469	1,934,469	△53	2,830,976
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△50,298	△50,298		△50,298
当 期 純 利 益					163,110	163,110		163,110
自 己 株 式 の 取 得							△47	△47
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	112,812	112,812	△47	112,765
当 期 末 残 高	578,800	317,760	317,760	12,000	2,035,281	2,047,281	△100	2,943,741

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当 期 首 残 高	△28,777	△28,777	2,802,198
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△50,298
当 期 純 利 益			163,110
自 己 株 式 の 取 得			△47
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	68,837	68,837	68,837
当 期 変 動 額 合 計	68,837	68,837	181,602
当 期 末 残 高	40,059	40,059	2,983,800

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産・仕掛販売用不動産・未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3) 完成工事補償引当金

建築物の引渡後の瑕疵による損失及び補償サービス費用の支出に備えるため、過年度の補償実績に基づき必要と認められる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

請負工事収入及び請負工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜き方式によっております。

II. 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類への影響額はありません。

III. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 275,812千円

2. 担保提供資産及び対応債務

担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

販 売 用 不 動 産	11,077千円
仕 掛 販 売 用 不 動 産	297,513千円
建 物	85,277千円
土 地	414,807千円
投 資 有 価 証 券	11,960千円
計	820,634千円

(2) 上記に対応する債務

短 期 借 入 金	40,400千円
1年内返済予定の長期借入金	360,994千円
長 期 借 入 金	431,529千円
計	832,923千円

3. 受取手形裏書譲渡高 200,621千円

4. 関係会社に対する債権・債務

短期金銭債権	115,635千円
短期金銭債務	199,513千円
長期金銭債権	57,600千円
長期金銭債務	140,000千円

V. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	1,877千円
仕入高	595,310千円
販売費及び一般管理費	24,555千円
営業取引以外の取引高	8,044千円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数	150 株
--------------------	-------

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
たな卸資産評価損	1,132千円
未払事業税	3,843千円
貸倒引当金	5,022千円
完成工事補償引当金	294千円
賞与引当金	1,101千円
投資有価証券評価損	25,644千円
その他	1,539千円
繰延税金資産小計	38,579千円
評価性引当額	△27,297千円
繰延税金資産の合計	11,282千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	4,102千円
繰延税金負債合計	4,102千円
繰延税金資産の純額	7,179千円

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引高は、次のとおりであります。

1. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	事業の内容 又は職業	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
役員及 びその 近親者	小島一誠	被所有 直接 5.1% 間接33.3%	代表取締役社長	—	金融機関借 入債務被保 証(注)1	76,164	—	—
	小島俊雄	被所有 直接 5.9% 間接 3.4%	— (注)2	—	金融機関借 入債務被保 証(注)1	9,364	—	—
			(株)フェニックス 代表取締役 (注)3	—	建設工事 請負	1,040,664	受取手形 完成工事 未収入金	213,682 357,247

(注)1 当社は、金融機関借入に対して代表取締役社長小島一誠及び小島俊雄氏により債務保証を受けております。ただし、取引金額のうち9,364千円につきましては2名により連帯保証を受けているものであります。なお、保証料の支払は行っておりません。

(注)2 小島俊雄氏は当社代表取締役社長小島一誠の実父であります。

(注)3 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社代表取締役社長小島一誠の近親者である小島俊雄氏が第三者(株)フェニックス)の代表者として行った第三者のための取引であります。工事請負金額については、取引基本契約に基づき、工事原価を勘案した価格交渉の結果に基づいて決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	(株)design工房	所有 直接 100%	当社販売住宅 の建設請負	請負工事 (注)1	593,432	前渡金	199,513
				資金の貸付 (注)2	60,000	工事未払金	115,635
	(株)誠エステ		—	利息の受取 (注)2	294	—	—
				資金の借入 (注)2	60,000	長期借入金	60,000
	(株)誠ホームサービス		当社販売住 宅の仲介	利息の支払 (注)2	1,200	—	—
				事務所の賃貸 (注)3	3,333	—	—
	(株)誠コーポレーション		当社販売住 宅の仲介	資金の借入 (注)2	80,000	長期借入金	80,000
				利息の支払 (注)2	1,600	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 工事請負金額については、当社と株式会社design工房間で締結しております工事請負契約に基づき決定しております。
- (注) 2 資金の貸付及び借入は、グループ内資金の有効活用を目的としたものであり、利息については市場金利を勘案し合理的に決定しております。
- (注) 3 賃貸料については、近隣の取引実勢に基づいて、協議により決定しております。

IX. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,483円11銭
2. 1株当たり当期純利益	81円07銭

X. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

XI. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

株式会社 誠建設工業

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

梅原 隆 ㊞

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

仲下 寛司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社誠建設工業の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社誠建設工業及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

株式会社 誠建設工業
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 梅原 隆 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 仲下 寛司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社誠建設工業の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月18日

株式会社誠建設工業 監査役会

常勤社外監査役 西辻文博 ㊟

監査役 中村剛司 ㊟

社外監査役 松本俊昭 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び経営体質の強化並びに今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、安定かつ継続的な利益配分を基本方針としていることから、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金25円 総額50,296,250円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月28日

以 上

<メモ>

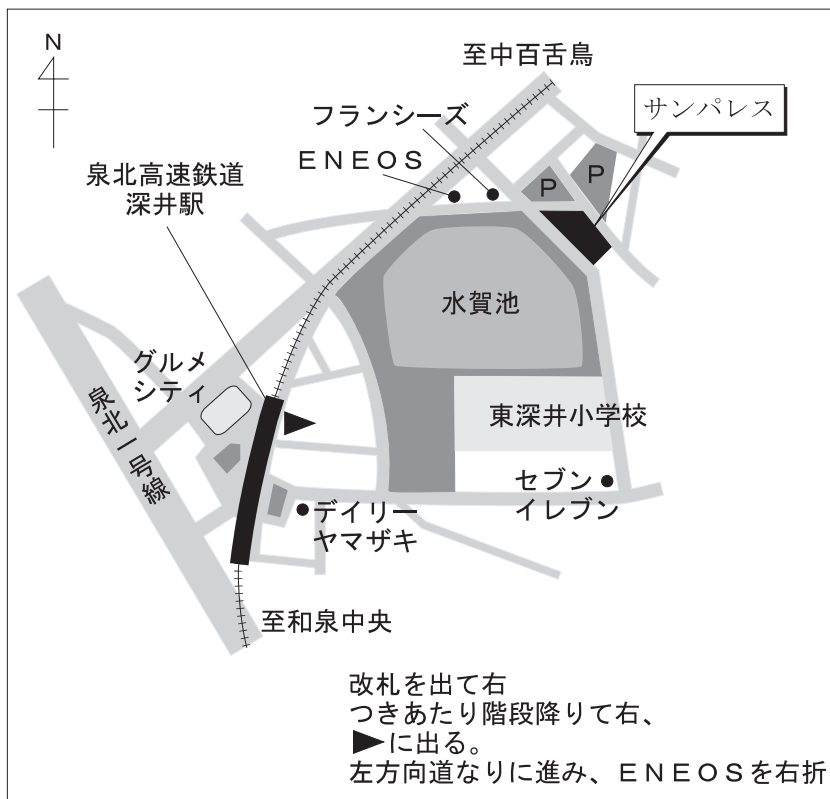
A series of 20 horizontal dashed lines for writing notes.

<メモ>

A series of 20 horizontal dashed lines for writing notes.

株主総会会場ご案内図

会場 大阪府堺市中区深井水池町3238
「サンパレス」4階大ホール
電話 072-278-2211



<交通のご案内>

◆ 泉北高速鉄道深井駅より徒歩5分